

はくりゅう園指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人庄内福祉会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅介護サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 はくりゅう園指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 福岡県飯塚市綱分192番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 はくりゅう園指定居宅介護支援事業所（以下、本所）に勤務する職員、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員兼務）

(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上；常勤1名、それ以上については利用者の状況に応じて増員する。

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整を行う。

(3) その他の補助職員；利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の職務)

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援者事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援者事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所；本所の相談室等

(2) サービス担当者会議の開催場所；利用者の自宅等

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度；

最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ隨時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、嘉麻市、嘉穂郡、飯塚市、鞍手郡、直方市、田川市、宮若市、田川郡の区域とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援に係る利用料は、介護報酬の公示上の額と同等の利用料とする。

2 通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、利用者の同意を得たものに限り徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、利用者から支払いに同意する旨の文書(記名押印)を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに勤めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施する為の担当者を定めるものとする。

2 事業所は、虐待についての通報したことを理由として、従業者等を解雇その他不利益な取り扱いは行わないものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第13条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、年1回以上の研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附則)

この規程は平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

平成 19 年 8 月 1 日

第 7 条 通常事業の実施地域の追加 (田川市)

平成 19 年 10 月 10 日

第 7 条 通常事業の実施地域の追加 (宮若市)

平成 21 年 4 月 1 日

第 4 条 管理者 () 事項の変更

第 5 条 (2) 営業時間の変更

第 9 条 1 項研修回数の文言追加

平成 26 年 10 月 1 日

第 5 条 (2) 営業時間の変更

平成 28 年 3 月 20 日

第 2 条 (1) 名称の変更

第 2 条 (2) 所在地の変更

令和 1 年 9 月 1 日

第 2 条 (1) 名称の変更

令和 3 年 4 月 1 日

第 9 条 事故発生時の対応の追加

第 10 条 苦情処理の追加

第 11 条 個人情報の保護の追加

第 12 条 虐待防止のための措置に関する事項の追加

令和 3 年 6 月 1 日

第 7 条 通常事業の実施地域の追加 (田川郡)